

宮津与謝環境組合議会会議録

令和3年第2回（10月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和3年第2回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（10月21日）

1 付議事件一覧	1
1 出席議員氏名	2
1 欠席議員氏名	2
1 議会担当職員氏名	2
1 説明のため出席した者の職氏名.....	2
1 議事日程	2
◎ 松本議長の開会宣言	2
※ 日程第1 諸報告	2
※ 日程第2 会議録署名議員の指名.....	3
※ 日程第3 会期の決定	3
※ 日程第4 議第5号 令和2年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について.....	3
○ 城崎管理者の提案理由説明	3
○ 高村事務局長の提案理由説明	4
◎ 家城議員の質疑	6
○ 高村事務局長の答弁	8
○ 谷口事務局次長の答弁	9
◎ 家城議員の再質疑	9
○ 城崎管理者の答弁	10
◎ 家城議員の再々質疑	11
◎ 山根議員の質疑	11
○ 高村事務局長の答弁	11
◎ 山根議員の再質疑	12
○ 高村事務局長の答弁	12
(討論なし)	
1 議第5号.....－ 認 定 －	12
※ 日程第5 議第6号 令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)	12

○ 高村事務局長の提案理由説明	12
(質疑なし、討論なし)	
1 議第6号.....— 原案可決 —	13
※ 日程第6 一般質問	13
1 一般質問通告表	13
◎ 星野議員の質問	14
1 ダイオキシン発生問題と管理体制	
(1) ゴミ処理場でDBO(Design Build Operate)方式を採用している全国の自治体と公害発生時の管理体制	
(2) 当組合がDBO方式を採用した経緯	
(3) DBO方式の当組合に於ける各役割	
(4) モニタリング組織と役割	
(5) 当組合のアドバイザー(株東和テクノロジー)の役割・契約形態と活用	
○ 高村事務局長の答弁	15
◎ 星野議員の再質問	16
○ 高村事務局長の答弁	16
◎ 星野議員の再々質問	16
○ 高村事務局長の答弁	17
◎ 山根議員の質問	18
1 公害防止基準超過の原因究明と再発防止策について	
(1) シニアアドバイザーについて	
(2) 焼却炉の運転・設計の有識者(第3者)のモニタリング会議への出席等について	
○ 高村事務局長の答弁	19
◎ 山根議員の再質問	19
○ 高村事務局長の答弁	20
◎ 河邊議長の問題	20
1 宮津与謝クリーンセンターへのごみ受け入れ体制について問う	
(1) 事業系ごみの受入れの取り扱いについて	
(2) 直接搬入が困難な高齢者等の大型ごみの受け入れについて	
○ 谷口事務局次長の答弁	21
◎ 河邊議員の再質問	21
○ 谷口事務局次長の答弁	22

◎ 河邊議員の再々質問	22
○ 高村事務局長の答弁	22
◎ 河邊議員の再々々質問	23
○ 高村事務局長の答弁	23
◎ 長林議員の質問	23
1 クリーンセンターの運営について	
(1) ダスト清掃後の処分先について	
(2) 今回の施設停止の根拠について	
(3) 前回含め主な超過要因について	
(4) DB0 方式のストーカ+バイオ費用について	
(5) DB0 方式での住民の安心安全について	
(6) 20 年契約の中、管理者責任と今後の手立ては	
○ 高村事務局長の答弁	25
◎ 長林議員の再質問	26
○ 高村事務局長の答弁	27
◎ 長林議員の再々質問	28
○ 城崎管理者の答弁	29
※ 日程第 7 組議第 1 号 公害防止基準超過の再発防止策を求める意見書(案)	30
○ 坂根議員の提案理由説明	30
(質疑なし・討論なし)	
1 組議第 1 号..... — 原案可決 —	31
◎ 松本議長の閉会宣言	31

令和3年第2回(10月)定例会付議事件一覧

会期 1日間(10月21日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第5号	令和2年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	3.10.21	認 定
議第6号	令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)	3.10.21	原案可決
組議第1号	公害防止基準超過の再発防止策を求める意見書(案)について	3.10.21	原案可決

令和3年第2回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和3年10月21日(木) 午後2時40分 開会

◎出席議員(10名)

下村 隆夫	河邊 新太郎	上辻 亨
星野 和彦	長林 三代	宮崎 有平
家城 功	山根 朝子	坂根 栄六
松本 隆		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局次長補佐 和田 直樹 主任 上林 大志

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長) 城崎 雅文 副管理者(伊根町長) 吉本 秀樹
副管理者(与謝野町長) 山添 藤真
事務局長 高村 一彦 事務局次長 谷口 直樹
監査委員 中村 明昌

◎議事日程

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議第5号 令和2年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議第6号 令和3年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 組議第1号 公害防止基準超過の再発防止策を求める意見書(案)について

(開会 午後2時40分)

○議長(松本隆) それでは、全員協議会に続きまして、ただ今から、令和3年第2回(10月)宮津与謝環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「諸報告」であります。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、一般会計の令和2年度出納整理期間中の4月分、5月分及び

令和2年度4月分、5月分、6月分、及び7月分の例月出納検査結果報告書、並びに同法第199条第9項の規定に基づく、令和3年度一般会計定期監査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、御覧おき願います。

○議長（松本隆） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、山根 朝子さん、坂根 栄六さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（松本隆） 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 異議なしと認めます、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（松本隆） 日程第4 議第5号を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。城崎管理者。

〔城崎管理者登壇〕

○管理者（城崎雅文） 本日は、令和3年第2回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員協議会に引き続きでお疲れの中、ご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、宮津与謝クリーンセンターにつきましては、先ほど、全員協議会でも触れましたが、本年2月に続き、8月10日に、飛灰について、ダイオキシン類濃度基準値の再超過が判明しましたことは、管理者として痛恨の極みであり、責任を重く受け止めております。

議員並びに1市2町の住民の皆様をはじめ関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、この場をお借りしまして深くお詫び申し上げますとともに、原因究明と再発防止の徹底により、信頼回復に努め、1日も早い通常運転を目指してまいりたいと考えております。

それでは、ただいま議題となりました議第5号 令和2年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、令和2年度の主要な施策の成果であります。令和元年度内に、土木建築工事とプラント工事がほぼ完了したことから、4月1日から構成市町のごみ全量受入れにより、試運転を継続し、引渡し性能試験等を経て、6月30日に施設が竣工いたしました。

7月1日からは、タクマ・タクマテクノス運営JVとの長期運営委託契約により本格稼働を

開始するとともに、7月5日には、クリーンセンター内で竣工式を開催いたしました。

また、本施設は公設民営のDBO方式であることから、施設運営等に係るモニタリング、監視・評価のため、毎月、運営JVとのモニタリング会議を実施するとともに、11月には有識者を含むモニタリング委員会委員を委嘱いたしました。

施設全般の初期稼働や運営は、概ね順調と考えられましたが、2月の公害防止基準、排ガス・飛灰のダイオキシン類濃度の超過に伴い、以後、京都府丹後保健所のご指導の下、原因究明と再発防止策の確立に取り組んだところでございます。

なお、7月以降のごみの受入れ総量は、計画を若干、下回りましたが、メタンガス化施設による発電は順調に推移をし、予定を上回る売電収入を得られたところでございます。

いずれにしても、当施設は、宮津与謝地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上、更には、温室効果ガスの排出削減に寄与する重要な施設であり、今後、より安全で安定的・効率的な施設運営に努めてまいらなければならないと考えております。

以上が、令和2年度の主要な取組みの概要でございます。

この後、事務局から補足・詳細説明を申し上げますので、この上ともの御理解と御協力をお願い申し上げます。令和2年度決算について、認定賜りますようお願い申し上げます。また、補正予算につきましても、事務局からご説明申し上げますので、併せてよろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

[高村事務局長登壇]

○事務局長（高村一彦）

それでは、議第5号 令和2年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の補足・詳細説明を申し上げます。

まず、お手元に、令和2年度業務の内容につきましては、配付しております「令和2年度主要な施策の成果に関する報告書」を参考にご覧いただけたらと存じます。表紙から3枚目、(1)総括 ア業務の内容というものに記載してございます。こちらにつきましては、全体では、管理者の方から主要な施策の概要としてご説明をした内容が中心になりますので、文面の補足説明は省略させていただきますけれども、令和2年度は4月から6月までの間は、タクマ・金下建設JVによる施設建設の工事期間として、ごみ全量受入れによる試運転を実施し、7月からはタクマ・タクマテクノス運営JVへの長期包括運営委託による本格稼働を開始しましたので、令和2年度は、建設と運営両面の予算執行による決算となります。

ただし、施設建設工事は令和元年度がピークでございましたので、令和2年度の決算額は、前年度の4分の1程度の規模となっております。

続きまして、決算の総額につきましては、歳入歳出決算書でご説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、2ページと3ページをご覧ください。

一番下の歳入合計欄に記載のとおり、予算規模につきましては、予算現額16億7,915万円に対しまして、収入済額は16億9,081万6,091円でございます。総額の方をお伝

えさせていただきます。

歳出でございます。こちらもまず総額を申し上げます。4ページと5ページでございます。

歳出合計欄に記載しておりますとおり、予算現額16億7,915万円に対しまして、支出済額は16億5,902万8,602円で、不用額は2,012万1,398円、歳入歳出差引残額は3,178万7,489円でございます。

なお、この決算剰余金につきましては、議第6号でご提案の補正予算(第1号)で、市町分担金の減額補正等の財源として活用したいと考えております。

次に、歳入歳出決算額の内訳については、8ページ以降の事項別明細の方で説明を加えさせていただきます。

8ページと9ページが歳入で、主なものは、1款1項の分担金、収入済額11億9,203万2,000円で、構成市町の分担金を収入したもので、分担金の割合は、平成27年の国勢調査による人口割としており、市町別内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2款1項の手数料、収入済額1,727万1,800円は、施設への直接搬入者から、条例で定める10キロ当たり100円の処理手数料を収入したものでございます。

その下、3款1項の国庫補助金、収入済額3億8,181万7,000円は、施設建設工事に係る国からの循環型社会形成推進交付金を収入したものでございます。

その下、4款の繰越金、収入済額3,610万4,669円は、繰越明許費3,120万8,000円を含めた金額でございます。

その下が、5款諸収入、収入済額6,359万622円の主なものは、記載のとおり、メタンガス化施設で発電の余剰電力売払収入が4,753万7,443円、マテリアルリサイクル推進施設からの資源化物売払収入が1,599万6,232円などが、収入の主なものでございますが、いずれも予算現額を上回る収入済額となりました。

続いて、10ページと11ページの歳出をご覧ください。

1款 議会費では、議員報酬として支出済額14万5,171円でございます。次に、2款 総務費 1項 総務管理費は、予算現額4,213万7,000円に対して、支出済額3,907万7,670円でございますが、その内、1目 一般管理費3,906万8,420円の主な内容は、組合職員と会計年度任用職員の人件費のほか、構成市町からの派遣職員に係ります負担金、また、各種電算システム等の保守業務委託や組合の新事務所開設に係る経費に加えまして、竣工式開催に係る経費や須津・石川両地区への自治振興交付金などでございます。

総務費の不用額307万214円の主な内容は、竣工式の経費縮減や派遣職員人件費の執行残等によるものでございます。

次に、12ページと13ページを御覧ください。

3款 衛生費、予算現額16億2,863万8,000円に対し、支出済額16億1,966万1,645円でございます。

主な支出内容といたしましては、1項1目の施設建設費でございますが、主に6月までの建設事業に伴う執行で、12節の委託料として、ごみ処理施設建設工事の施工監理業務や防災沈

砂池工事に伴う登記業務で、併せて726万9,800円。14節工事請負費として、ごみ処理施設建設工事費が、11億410万2,800円 防災沈砂池整備工事費が、3,877万3,000円でございます。

なお、ごみ処理施設建設工事費につきましては、契約に基づき、竣工までの各年度の工事費の1割の留保分を工事完了時に、まとめて支出いたしましたので、外構工事を主とする令和2年度分の出来高は、1億2,361万4,640円でございます。

次に2目のじん芥処理費でございますが、主に7月以降の運営事業に関わる執行で、主な内容についてのみ、ご説明申し上げます。

まず、10節需用費の備考欄、燃料費80万9,298円は、施設稼働に伴うホイールローダーやフォークリフトなどの場内車両の燃料費で、運営JVの実働実績による清算額でございます。

12節 委託料の主なものは、備考欄中ほど、クリーンセンター運営業務委託料4億5,446万2,162円は、運営JVとの運営委託契約に基づく委託料で、ごみ量の実績による変動費分を含めても、ほぼ予算額どおりの執行額でございます。

その2つ下の、運営モニタリング等支援業務委託料423万1,700円につきましては、毎月、運営事業者から提出される施設の運営・稼働状況等の報告に対して、その適正性を専門のコンサル業者に委託・チェックし、組合としての監視機能を働かせるものでございます。

次のダイオキシン類測定検査業務委託料165万円は、排ガス・焼却灰・飛灰や周辺土壌に対するダイオキシン類濃度の測定業務で2回分でございます。

14節の工事請負費209万円、大型土のう撤去工事費は、防災沈砂池工事が完了するまでの応急対策として配置した大型土のうを、沈砂池工事の完了に伴い撤去した費用でございます。

なお、じん芥処理費の不用額857万7,155円の主な要因は、施設運営に係る経費で、運営事業者への委託料以外の経費は、運営初年度のため、施設内の運搬車両の燃料費や搬送用具、また各種委託料は確実な積算実績がなかったことに加え、除雪費や沈砂池の浚渫費用が、少額又は不要となったことなどが要因でございます。

なお、歳出予算の執行率は98.8%となっております。また、令和2年度の公害防止基準の一部超過の経緯と対応、あるいは、ごみの搬入量・処理量等の運営実績につきましては、主要成果報告書の「令和2年度組合施策の概要」とその別綴の「令和2年度 クリーンセンター運営状況」に詳細を記載しております。

最後に、監査委員から提出されております決算審査意見につきましても、別添のとおりでございます。

以上、令和2年度歳入歳出決算に係る提案理由の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本隆） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。家城功さん。

○議員（家城功） 今回決算にあたって1点お聞きしたいことがございます。議会懇談会におきまして、多くの皆さんがこんなに感じておられるのかなといった点でございます。直接ごみを搬入される方の手数料収入として17,000千円あがっておりますが、直接持込の受け

入れ体制が非常に悪いという町民の受け止めがあります。そういった中で確認をさせていただきます。運営の現状、いわゆる新しく組合として立ち上げられました以前につきましては、各最終処分場で受付をされ、その中でごみを処理されました。今回は、たぶん組合の方で委託会社でありますタクマテクノスさんが、運営をされている中で受付業務をされているのですが、まず1点目それが正しいのかどうか。

その中で受付の体制・状態、これは、また、この後の一般質問でも当町の河邊議員がされますが、重複するかもしれませんが、ちょっとお訊きしときますが、非常に厳しいというお話が町民の皆さんから出ています。というのは独居の老人の方の近所の方が、家の整理をしたからごみが出た。そのごみを処理してほしいと頼まれまして、最終処分場いわゆる組合の施設に持込みをしたところ、「本人を連れてこい。」と。「あなたのごみかどうかも分からない。」という対応をされた。「非常に疑問に感じる。」というようなこと。また、商売をされている方が商売以外のものを持込したときに、「あなたは商売をされているから、これは全て産業廃棄物です。」という扱いをされたとか、そういった思いをおっしゃる町民の方が、今回議会懇談会で約15名の発言の中から1/3はそういった言葉でした。受入体制、受付の対応について現状どういうふう把握されているのか。それが2点目。

それから、産業廃棄物の考え方。これは当町の担当課にも確認しましたが、例えば電気屋さんが新しい冷蔵庫を納められた。その時に納められた方が、「うちのトースターが潰れたから持って帰ってくれ。」と言われた時点で、所有権が電気屋さんに移ってそれを処理される場合は産業廃棄物だということではありますが、その考え方について認識をお伺いしたい。

それから、その方たちが共通しておっしゃるのは、宮津、伊根の方との対応が全然違うと。宮津、伊根の方は、そんなことを言われぬような状況の中で処理をさせていただいておられると。例えば、また2回目に言いますが、産業廃棄物の考え方の中で、伊根町の方がトロ箱を捨てに来られた時には産業廃棄物扱いにはなっていないと。なぜ産業廃棄物になるのかならぬのか、その基準も示されない中でそういった対応がとられるのかということがちょっとお聞きしたいということで4点目。

以前、電気業者の皆さんから、組合に対してこういった対応をしっかりとしてくれという要望をされていますが、その後、何の返事もないということでございます。その考え方、対応をどういうふうにご考慮されるのか。また、再度要望があれば、例えばタクマテクノスさんと業者との懇談ができるものなのか。そういった中で、地元業者の方がしっかりと信頼をしながら、安心安全にごみ処理ができるような体制をしっかりと構築をしていただきたいと思います。これは与謝野町においては、中小企業基本条例というものがございまして、それぞれの役割をそれぞれの責任のもとで行っていくという条例がございまして、その観点からも、業者の思いを業者の立場で聞いていただくことも行政の役割であると感じております。以上の5点を1回目の質問

としてお伺いします。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 5点の御質問をされました。後ほど次長の方から補足説明をさせていただきますけれども、順次お答えをさせていただこうと思います。

まず、直接搬入者に対するの受付業務につきましては、タクマテクノスの方が直接受付業務を行っています。

それから、2点目の受付体制が厳しいというご指摘があったわけですが、まず、総論と言いますが、従来ご承知の点だとは思いますが、宮津市清掃工場を共用していただいていた当時につきましては、直接搬入制度というものがなかった。宮津市の市民からの受付しかなかった。一方で両町からの受入れは直搬ではなかったという経過がございますのと、議員お触れのように、2町につきましては、大型ごみとか不燃ごみ等につきましては、中間処理施設を経ずに最終処分場に搬入処理していただいたという経過が根底がございます。従いまして、運営の開始当初は特に多かったんですけれども、直接搬入者の内、与謝野町さんの方が圧倒的に伊根町さんよりも直接搬入が多いですけれども、そういった方々につきましては中間処理施設に対するの直接搬入ということに不慣れな住民の方、あるいは事業者の方が多かったというところで、具体的には中間処理施設に対して、しっかり分別を行っていただくとか、産業廃棄物を含めた不適物の搬入も多々見られたということがございましたので、受付段階におきましてはご説明に時間を要したということもございます。一定、そういったご説明を繰り返す中で、ご理解は徐々に浸透しつつあると思っております。ただし、後ほど一般質問の方でも頂戴するんですけれども、あくまで事業者の方が事業系として搬入される産業廃棄物につきましては基本的には受け入れをいたしません。ただし、今までの市町の従来の経過であるとか、地域産業であるとかいう点から、杓子定規にお答えするのはかえって現場の方に混乱が生じるというふうな点から、弾力的に可能な範囲で対応を行っておるといふ実情はございます。

また、独居の方云々ということがございましたけれども、これも後ほど一般質問の方でご質問を受けようかと思っておりますけれども、一定の法に基づいた制限をかけさせていただかざるを得ないことはございます。ただし、弾力的に、こういった手法もあるんじゃないですかということも申し上げるものですが、どちらにしてもなるべく法の趣旨を逸脱しない範囲内で中間処理施設としての、ある意味厳しいかもしれませんが、それを行うことによって1市2町公平に、また、最終処分場の延命化にも、また、資源の再利用という点にもつながるといふことをご理解いただきたいと思います。

4点目の宮津市、伊根町との対応云々ということにつきましては、こちら先ほど少し触れましたように、当組合としましてはそういった弾力的な対応は図ってはまいりますけれども、組合設立の趣旨、1市2町の住民の方も市町も、対等公平に分担と役割、責任をもって、対等公

平に取り扱うということが大前提ございますので、個々の事象で微妙に差異があることではあっても、基本的には同じ対応を受付でも、ピット内での荷下ろし作業のお願いにしても対等にさせていただいているということは申し上げたいと思います。

それから、5点目につきましても、一般質問と重複しますけれども、結論だけ申し上げますと、その団体からの要望書は頂戴し、また、代表者の方にご説明をし、お答えもさせていただいて、一定のご理解をいただいたというふうに、組合の方は認識をいたしております。私からは以上です。

○議長（松本隆） 谷口事務局次長。

○事務局次長（谷口直樹） 3点目の産業廃棄物の考え方についてお答えをいたします。

先ほど議員さんがおっしゃられました、電化製品等を販売された際に引き取る場合ということがございましたけれども、家電リサイクル法というものがございまして、そちらの方でリサイクルのルートが確立されております。小売店等事業者が顧客のお家に商品を販売されまして、持って行かれるということだと思っておりますけれども、その場合の引取は、許可が不要でございます。ルートに乗せて処理をしていただくということが一般的だと考えておりますし、その時にですね、トースター等小型家電ということだと思いますけれども、そういった小さな家電製品ですけれども、そちらを一緒に処分してほしいというふうに依頼されることだと思っておりますけれども、そちらにつきましてはその商品自体が廃棄物、不要になったということでございますので、そういったものを処理をする際にはやはり業許可がいるということでございます。正式には、業という許可を持った者が収集運搬にあたるということになっておりまして、例えば、そういったときに個人さんで収集運搬されるとかいう場合は不要でありますし、また、業にあたらなような場合がございまして、そういったものは、特定または不特定の人の対象とされる社会性を持って反復継続をしたものがそういったことを意味するわけでございますので、例えば1回であるとかそういったことであるならば業にはあたらなというふうに理解できますので、そういうふうに理解していただけるかと思っております。しかしながら、事業者の方の場合ですと、どうしても反復継続ということになってしまうのかなと思っておりますので、そういったことは現場の方では明確にできないことであると思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議員（家城功） 議長。

○議長（松本隆） 家城功さん。

○議員（家城功） 理解ができないから質問をしているんです。理解ができているならこんな質問はしません。与謝野町の町民が嘘をついているのか、そちらの受入れ方、考え方が違うのか、そこは知りません。しかしながら、議会懇談会をすれば、なぜ宮津や伊根は受け入れがしてもらいやすいのに、うちの町はしてもらえないのだろうかという思いになられるのでしょうかね。私はその辺が分かりません。

それから産業廃棄物の考え方。それは十分理解しております。しかしながら、一般の家庭においてはごみ袋に入る範囲で、小型家電を処理する場合は、袋に入れて封ができれば持って帰っていただけます。電気屋さんだから、電気製品は一切捨てられないという考え方。なぜそこにそういう考え方が生じるのか。その辺の話し合いをしてくださいということです。考えをお伝えされるだけで電気屋さんは納得できないから、議会懇談会でそういった発言をされるのではないかと思っています。その辺の考え方です。それとトロ箱。これは根拠があって言っている話かどうかというのは、私は電気屋さんから直接お聞きした話なので裏を取ったわけではないですが、伊根の方がトロ箱を捨てに来られた方、漁をされている方だと確認をしました。その方は、最終処分場の処理をしていただいたと。しかしながら、電化製品に限ってはダメな理由。漁師は許されて、電気屋さんが許されない理由。それをしっかりと説明がいただきたいという質問です。それができないということで、今求める気持ちはございませんが、そういった中で業者さんたちが、また地域住民の方も、「これはあなたのごみじゃないから捨てられない。本人さんを連れてこい。」。本人さんが行けないから、その方が代理で来られている。町内の高齢者の方で、軽トラックを持って、常に最終処分場にごみを捨てに行かれる方なんていませんよ。そういった中で、頼まれた方が、そういう扱いを受けて、疑問を感じるんだ。我々議員も町民も、新たな組合が立ち上がったことによって、より今まで以上の快適な生活ができるために、組合が発足して、捨てやすい環境、またリサイクルがしやすい環境、ごみについていろいろと考える環境を構築するために組合が立ち上がったとっております。しかしながら、こういった意見が、議会懇談会の中で非常に多かった。我々議員も知らん顔ができることはないなど、言うべきことは言うとおこうと。聞くことは聞いて確認をしようということでございます。最後に管理者にお聞きしますが、そういった業者の方が改めて、懇談の申込、そういった中で、「こういうものはこうだ。ああいったことはこうだ。」、今事務局長、副事務局長がおっしゃったようなことも含めてお話をされて、地域事業者、ご商売されている方、自営業者の方、その方たちの意見を聞く形づくりをしなければ私はいけないと思いますが、管理者としてどう思われるか、それをご指示いただけるかどうか。それを2回目の質問とさせていただきます。

○管理者（城崎雅文） お答えをいたしたいと思います。この宮津与謝クリーンセンターの搬入等々、一定のルールの下で皆様公平公正にお使いをいただいているというふうに認識しております。その一定のルールにおいて、いろいろ、認識のところ、誤解や我々の思いと少しずれ違いがあるのかなというふうにもお聴きをさせていただきました。これは我々としても、反省をしながら、そういった認識の違いを少しでも埋めるべく、個別のそういうお話にはしっかりと対応をしていきたいと思っておりますので、もしも、そういう意見交換の場を作るべしということがあれば、我々も誠実に対応させていただきたいと思っております。皆さんが、100人が100人満足のいくようなことはできないかもしれませんが、一人でも多くの方に「クリーンセンターい

い施設だな。」と申していただけ。そういう運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議員（家城功） 議長。最後。

○議長（松本隆） 家城功さん。

○議員（家城功） 今回ダイオキシンの話についても、町民にとっては不安しかありません。理由、中身、結果がどうであれ、2回も出たという実態の中で町民の不安がございます。当町においては、ごみ袋の有料化、いわゆる運営費に経費が掛かる中、与謝野町においては、ごみ袋1枚10円未満の料金で運営しておりましたが、いよいよ有料化をしていかなければならない。そういった中で、町民負担が増えていく。おまけにこういう対応をされる。本当にごみ処理場が組合で立ち上がってよかったのだろうか。そういった思いが与謝野町においては特に強いのではないかなというふうに感じております。そういった中で、今管理者が言われたように、やはり町民の声を聴く、事業者の声を聴く、そういった中で市民町民が安心して、信頼ができてごみ処理ができるような環境をこの組合として作っていただきたいということは、今お約束をいただいたと認識しておりますので、ぜひそういった取り組みを進んでやっていただくことをお願いして質疑を終わります。

○議長（松本隆） 他にご質疑はありますか。

○議員（山根朝子） 議長。

○議長（松本隆） 山根朝子さん。

○議員（山根朝子） 令和2年度の主要な施策の成果に関する報告書の8ページに、施設見学等の受入れの状況が書かれています。この施設を見学するという方たちは、一定のごみ問題に関心のある方かなと思ってるんですけど、感想文とかそういうものは頂いているのかな。もし、頂いているのであれば、どのような感想が多かったのか教えてください。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 施設見学者からの感想文と言いますか、その後ご連絡をいただいたということの結論から申し上げますと、やはりこちらの方に感想としていただくのは、小学生の施設見学に対しまして、これは学習指導の一環かというふうにも思いますけれども、児童の皆様から丁寧な感想をそれぞれお一人お一人から、まとめて送っていただきます。必ずと言っていいほど頂戴しています。内容につきましては、専門的な話を児童の皆さんに対してするわけではないので、「こんなにごみクレーンが大きかったのか。」とか、「こんなに資源として活用できるのか。」というふうなことに驚き、あるいはまた、運営JVの従業員の皆さんの仕事に対してのねぎらいであったり、そういったご感想を頂戴してありがたく承っております。後は、行政視察と言いますか、専門の皆さんがお越しになったときには、礼状的なものを頂戴しておるという状況です。以上です。

○議長（松本隆） 山根朝子さん。

○議員（山根朝子） そしたら市民の団体とか、そういう所からの見学というのはあまり来なくてということですかね。私が思ったのは、施設を見学されて、施設自体でもうちょっとトイレの水がとか、手すりの色がどうのこうのとか。私が一番思ったのが、階段のところの滑り止めをね、最初は無かったんですけども「それをした方がいいんじゃないですか。」とご質問をさせていただきましたが、いろんなところを、施設を、設備を市民の方に見ていただいて、いろんなご意見をいただくようなそういう取り組みが大事ななと思っておりますので、今後検討をしていただけたらなと思います。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 私がご質問の趣旨を取り違えてお答えをしたようですので、施設見学が終わってからの感想かと思ったんですけども、施設見学時のご感想を含めてということですね。大変失礼しました。そういった意味では、一般の各団体等この地域内からも沢山お越しをいただいておりますので、それぞれからご質問という点ではいろいろ頂きました。ただし、意見というよりは、やはり環境問題に関心を持っていただいたということを、やり取りする中で一番感じたなと思っています。具体的な個々の意見とか、感想とかいうのではなしに、あくまで見学、団体の場合は皆さんご専門ではないですから、受け身の姿勢と言っては失礼ですけど、そういった立場なので具体的な提言というのは、議員ご指摘のあったこと以外はなかったと。以上です。

○議長（松本隆） 他にご質疑はありませんか。

○議長（松本隆） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松本隆） 起立全員であります。本件は、原案のとおり認定されました。

○議長（松本隆） 日程第5 議第6号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。 高村事務局長。

〔高村事務局長登壇〕

○事務局長（高村一彦） ただいま議題となりました「議第6号 令和2年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、今回の補正の趣旨でございますが、今年度末まで収支には、若干流動的な要素もありますが、主に令和2年度の決算剰余金の実績等に伴い歳入歳出予算の減額整理をお願いするものでございます。なお、説明は補正予算書等で申し上げますが、別途、事業等説明資料として、補正予算の概要も参考添付しております。

それでは、事項別明細書4ページからご覧ください。今回お願いしております補正予算は、歳入歳出ともに146万2千円を減額し、予算の総額を4億8,781万6千円とするものであります。

補正の内容は、まず、5ページの歳入をご覧ください。1款 分担金及び負担金は3,224万9千円の減額で、3款の繰越金の増額と歳出予算の減額に伴いまして、市町分担金を、説明覧に記載しておりますとおり減額するものでございます。次に、3款の繰越金3,078万7千円の増額で、令和2年度の決算剰余金による増額でございます。

次に、6ページの歳出につきましては、2款総務費1項1目の一般管理費146万2千円の減額で、本年4月1日付の組合事務局の人事異動に伴い、会計年度任用職員1名分の報酬等を減額し、市町からの派遣職員に係る給与負担金を増額、差引して、所要の人件費を減額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本隆） これより質疑に入ります、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松本隆） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（松本隆） 日程第6 一般質問を行います。

令和3年第2回（10月）定例会一般質問通告表〔10月21日（木）〕

発言 順位	質 問 者	質 問 事 項	答弁を 求める者
----------	-------	---------	-------------

1	星野 和彦	1 ダイオキシン発生問題と管理体制 (1) ゴミ処理場でDBO(Design Build Operate)方式を採用している全国の自治体と公害発生時の管理体制 (2) 当組合がDBO方式を採用した経緯 (3) DBO方式の当組合に於ける各役割 (4) モニタリング組織と役割 (5) 当組合のアドバイザー(株)東和テクノロジーの役割・契約形態と活用	管理者他
2	山根 朝子	1 公害防止基準超過の原因究明と再発防止策について (1) シニアアドバイザーについて (2) 焼却炉の運転・設計の有識者(第3者)のモニタリング会議への出席等について	管理者
3	河邊新太郎	1 宮津与謝クリーンセンターへのごみ受け入れ体制について問う (1) 事業系ごみの受入れの取り扱いについて (2) 直接搬入が困難な高齢者等の大型ごみの受け入れについて	管理者
4	長林 三代	1 クリーンセンターの運営について (1) ダスト清掃後の処分先について (2) 今回の施設停止の根拠について (3) 前回含め主な超過要因について (4) DBO方式のストーカ+バイオ費用について (5) DBO方式での住民の安心安全について (6) 20年契約の中、管理者責任と今後の手立ては	管理者

○議長（松本隆） 通告に従い、順次質問を願います。星野和彦さん。

〔星野議員登壇〕

○議長（星野和彦） 宮津市議会の星野和彦です。ご公称のとおり、宮津与謝クリーンセンターでは本年2月16日に続き、8月10日に公害防止基準、これは焼却飛灰のダイオキシン類濃度でございますけども、こちらを超過する測定結果が判明し、8月13日から焼却炉の運転を停止しています。

通告に従い、ダイオキシン発生問題と管理体制について以下5点を質問します。

(1) ごみ処理場でDBO方式を採用している全国の自治体と公害発生時の管理体制。(2) 当組合がDBO方式を採用した経緯。(3) DBO方式の当組合に於ける各役割。(4) モニタリング組織と役割。(5) 当組合のアドバイザーである株式会社東和テクノロジーの役割・契約形態と活用の仕方です。

以上、5点についてご答弁を願います。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 星野議員のご質問に、お答えいたします。5点のご質問を頂戴しました。

まず、1点目の全国のごみ処理施設のDBO方式の採用状況でございますが、平成11年のPFI法制定後、PFI的手法といわれますDBO方式が増加し、公表資料で調べる限りにおきましては、平成28年度から令和元年度中の工事発注総数68件の内44件と、半数以上がDBO方式でございます。ただし、DBO方式での公害発生時の管理体制につきましては、公表資料がなく把握できておりません。

次に2点目の、DBO方式採用の経緯についてでございます。

平成25年に本組合設立後、施設の処理方式と事業方式の検討に入りましたが、事業方式の検討にあたっては、PFI可能性調査というものを実施し、当時の類似施設の事業方式や事前の事業者意向調査等を踏まえた、経済性、参入意欲、制度制約等の観点から比較検討し、DBO方式を決定した経緯がございます。

具体的なDBOの主なメリットとしては、一つには、最終的な責任の所在は公共であることを明確にしつつ、民間活力の導入が図れること。二つには、長期間にわたる計画的な維持管理により、運営・維持管理費用の低減、平準化が図れるなど、経済性に優れていること。三つには、設計・建設と運営維持管理を一括発注することから、施設の建設計画に維持管理のノウハウが反映できるとともに、長期運営契約に際して、事業者の競争性が期待されることなどが、判断理由でございます。

次に、3点目のDBO事業方式の当組合における各役割でございますが、平成28年4月に締結した建設工事請負契約、いわゆるDBの相手方は、株式会社タクマを代表企業、金下建設株式会社を構成企業とした共同企業体で、また同時期に契約した運営業務委託契約、いわゆるOの相手方は、株式会社タクマを代表企業、株式会社タクマテクノスを構成企業とした共同企業体でございます。

なお、今回のような事象が発生した場合の各役割については、運営委託契約と発注仕様書のリスク分担に規定しておりますが、事業者起因する施設性能の未達成の場合は、事業者の責任と費用負担で原因究明と改善に当たることが基本となります。なお、DBO方式においては、後ほど触れます運営面のモニタリング業務が重要となりますことから、廃棄物専門のコンサルとして、当組合から株式会社東和テクノロジーに運営モニタリング等支援業務を委託しております。

次に、4点目のモニタリング組織と役割、最後5点目の株式会社東和テクノロジーの役割・契約形態と活用については、併せてお答えさせていただきます。

DBO方式は、公設民営の一形態であることから、組合が発注仕様書で規定する委託業務の水準を、運営事業者が確実に遂行しているかどうかをモニタリング、つまり監視評価することが重要となります。

そこで、運営委託契約で、発注者によるモニタリングの実施やモニタリングの結果によって業務水準を満たしていない場合、是正勧告等の措置を規定しております。

具体的な内容といたしましては、業務日報とは別に、毎月運営事業者から、前月の運営業務報告書や翌月の月間業務計画書等の提出を求め、株式会社東和テクノロジーが精査の上、同席し、監視・評価を行うモニタリング会議を実施しております。なお、株式会社東和テクノロジーは、平成26年の事業者選定アドバイザー業務から、施設の設計・建設の施工監理まで担当し、本施設の設備や運転条件等を熟知しておりますことから、他団体の事例も参考に随意契約により、モニタリング等支援業務を委託しております。加えて、中立公正でさらに専門的な助言をいただくため、他団体には例のない、有識者等で構成するモニタリング委員会を設置し、モニタリング会議等の評価結果等をご報告するなど、監視機能の強化を図っておりますが、株式会社東和テクノロジーは、運営状況の精査結果報告等その事務局機能の一部も担っております。

いずれにいたしましても、国の定める「モニタリングガイドライン」に沿って、組合として可能な限りの体制と対応を図っていると認識いたしております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（松本隆） 星野和彦さん。

○議員（星野和彦） 簡潔にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

なぜこの5点を質問したかと言いますとですね、私は8月の全協の時に発言をさせていただいたのですが、この2度目にダイオキシン類が超過した時にですね、「第三者委員会を作らなきゃいけないんじゃないか。」ということをご申上げました。しかしですね、今ご答弁いただいたとおりですね、第三者委員会というのがこのDBOのケースではですね、当てはまらないということに気が付きまして、それで念のためにこの辺の経緯等を含めてお伺いした次第です。その前提でですね、今回の一般質問でも触れたんですけども、この後にまた予定している議案が、公害防止基準超過の再発防止策を求める要望書案を同僚の議員の作成するにあたりまして、行政文書の開示請求を行いました。そして、宮津与謝地域ごみ処理施設整備及び運営事業運営業務委託契約書を拝読しました。一般に契約事項が多い契約書は、本来決めるべき契約内容を決めていないため問題が多い契約書だと言われますが、本契約書は全76条で構成され、運営上やむを得ない協議事項を除きあやふやな情報は見当たりません。しかし、新たなDBO方式を採用し契約書を民間企業と締結するにあたり、弁護士を交えたドキュメンテーションや契約形態そのものをチェックされたのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） DBO事業者との契約に際しましては、当時のコンサル、アドバイザー業務を行っていた東和テクノロジーであります、そちらの会社を経由して弁護士の確認、チェックをいただいております。以上であります。

○議長（松本隆） 星野和彦さん。

○議員（星野和彦） ここでまさにですね、今我々がタクマの方に契約をしてですね、タク

マが事業を進めています。タクマテクノスも。どこに、モニタリング委員会はあるんですけれども、中立公正な部分をとというと、まさにこの東和テクノロジーに寄りかかるといいますか、もう少しここの関係を深めて中立公正な意見を求めるべきじゃないかと思います。その後、最後にお伺いしたいのですけれども、第3質問になりますので、所見の方を言わせていただきます。

今回のダイオキシン発生にあたりまして、今まで他人事だと思っていたダイオキシンについていろいろ考える機会が増えました。ダイオキシンとは、先ほどのタクマの御説明にもありましたですけれども、酸素と塩素又は臭素を含む約200種類の芳香族、これは化合物質の総称です。その中で塩素基を4～8個持つものが毒性を示し、その構造式はPCBに似ています。人体への影響としてダイオキシンは生物濃縮しやすい性質があり、ネズミの実験では微量でも発がん性を示すため、全国でダイオキシン対策が社会問題となっています。ある会社によればですね、これはまだ検証ができてないんですね、何十年という時間がかかります。その推測の域を出ないんですけども、不妊になるとかですね、いろんな問題を抱えているそうです。でもそれはまだ分かりません。そういう危険をはらんだ物質です。本施設の不具合については、本日の全員協議会でも、前回同様タクマの社員の方からご説明をいただいたので、私の質問は、DBO方式の管理体制に的を絞りました。本組合と株式会社タクマとの運營業務委託契約書の末尾には、「本運營業務委託契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本運營業務委託契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。」という誠実協議条項が記載されています。これは日本特有の無意味な契約条項で、何ら法的義務を発生させず効力を持つものではないと考えられていますが、おおよそ契約当事者の心構えを確認するものと解釈されています。フランスの起源になりますけれども、「Adversity makes a man wise.」という諺があります。日本語では「艱難汝を玉にす」といいますが、今回のダイオキシン発生問題を機に、本組合と株式会社タクマがさらなる信頼関係を深め、監視体制の強化も必要とあれば、契約内容を改善いただきたいと思います。そして、本施設の原因究明を確実に言い、二度とダイオキシン類が超過しないように管理の徹底を願います。なお、我々一人一人の住民がダイオキシンを減らす工夫も大切だと、私は思います。SDGsの観点からも、ごみを減らすことが最も効果的です。必要なものを必要なだけ買う。使い捨て商品は買わない。長く、大切に物を使う。過剰な包装は控える。レジ袋はもうもらわない等、この1市2町でごみを作らない啓蒙活動への注力をご提案して質問を終わります。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） ご質問の趣旨は、ごみ減量への啓発努力という点でよかったかと思いますが、その前後に東和テクノロジーの活用云々という話もございました。監視体制の強化という点、それらに絡んでお話をさせていただきますと、まず東和テクノロジーに関しましては、このモニタリング等支援業務は、令和2年度も令和3年度も単年度契約でございます。いつまで使うのかという点はあるんですけれども、組合事務局の現在の考え方としては、最低3年。来

年度までは。つまり、来年度、本格改定協議がありますので、それまでは東和テクノロジーの知見を大いに活用してまいりたいなと思っております。それ以降につきましては、今回のような経緯もございますので、さらにそういったコンサルを活用する方がより有効性が高いのか、あるいはそこに頼らなくても独立してやっていけるのか、というふうなところも見極めた上で対応してまいりたいと考えておりますが、現時点では、例えば、運営事業者が先ほど申し上げましたモニタリング会議に出してくる前段で、セルフチェックというふうな、自己モニタリングをやっているんですがそのチェックシートの確認とかいうふうな非常に時間のかかる専門的な部分もありますので、そういったものも東和テクノロジーの方に依頼をしておりますし、できる限り契約期間中は活用したいというふうに考えております。もう1点のご質問は、従来この議会でも、近いものがあつたと思うんですけども、あくまでごみの中間処理施設である、クリーンセンターの設立と運営を規約でもうたっておる組合の立場からしましたら、収集から最終処分という段階までの中間組織でございます。そういったところから、やはり、市町、京都府さんも含めてですが、大いに連携して啓発活動を行っていきたいというのが、より効果的な方法ではないかなというふうに考えております。そのための、可能な限りは協力をしていくという立場でございます。以上で、ご質問にお答えした形になっておりましたら、私の答弁を終わります。

○議長（松本隆） ここで約10分間休憩をいたします。

〔休憩〕

○議長（松本隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に2番山根朝子さん。

〔山根議員登壇〕

○議員（山根朝子） 通告書に基づいて、一般質問を行います。ただ、1つ目のシニアアドバイザーに関する質問は、全協でお答えいただきましたので、割愛させていただきます。それでは質問に入ります。宮津与謝クリーンセンターは令和2年7月1日に稼働して、1年半の間に二度に渡り焼却炉の運転停止という事態を招きました。新しい施設での二度にわたる焼却炉の運転停止については、「こんなことが何度も起こるのか。」、「本当に安全な施設と言えるのか。」、「管理者は住民に対しての責任をどう考えているのか。」等々、住民の皆様の様々なお声を聴いています。二度にわたるダイオキシン類超過の原因箇所を見ると、ごみ焼却施設の主要設備が不具合、機能不全を起こしていることになると思われます。そうであるならば、もともとの設備、システムが安全なものであるのかという検証も必要になってくるのではないかと考えます。また、今大事なのは、環境組合管理者には住民の安心安全のための手立てをしっかりと取っているかどうかと思われます。私は、第三者として焼却炉の運転状況が分かる技術者や、焼却炉の設計の経験がある有識者等に、モニタリング会議に出席していただくなどの手立てが必要ではないかと考えています。既存の運営業務モニタリング委員会では、専門的な知識

と経験によってしっかりと監視機能を持ち、運転状況や設備の状態などをしっかりとチェックできるのであれば責任をもって対応いただきたいと思います。ただ、モニタリング会議と、運營業務モニタリング委員会の連携がうまくいっているのかは気になるところです。運營業務モニタリング委員会は、毎月の開催ではないと聞いていますが、特に有識者の2名という方がおられるそうなので、この方は毎月のモニタリング会議に出席して、タクマの方が出してくる報告書や計画書のチェック等、手遅れにならないように対応が求められているのではないかと考えます。その点について、管理者の考えを伺いたいと思います。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 山根議員のご質問に、お答えいたします。

安全性検証のため、第三者として焼却炉の運転状況がわかる技術者、焼却炉の設計経験がある有識者などのモニタリング会議への出席のご提案でございます。

星野議員への答弁で少し触れましたが、毎月のモニタリング会議は、運営事業者とコンサルを含めた組合で構成をいたしますが、より、中立公正かつ専門的な立場から、モニタリング機能を強化するため、有識者2名を含むモニタリング委員会を当組合に設置いたしております。モニタリング会議の一次評価をモニタリング委員会、こちらは定例としては年2回、随時ということも可能ですが、ということで二次モニタリング機関という位置付けでございます。議員のご提案のありました、有識者。具体的な焼却炉なり、設計なり、運転状況なり、こういったことに関しましては、直接的にはモニタリング委員会の有識者のお二人が、まさに議員ご提案のご趣旨に合致した適任者と考えています。具体的には、お一方につきましては、廃棄物処理施設の検査・計画・設計をはじめ、廃棄物に係る国の政策形成や市町村の支援等、廃棄物行政に極めて豊富な経験と高度の知見をお持ちの方で、一般財団法人日本環境衛生センターの副理事長職でございます。この方がモニタリング委員会の会長をお世話になっております。もう一人の方につきましては、先ほどの焼却炉の運転云々という所に関連して申し上げますと、本施設の先進事例となった、南但クリーンセンターの実質的な現場責任者であった方で、元南但広域行政事務組合の環境担当次長職ということで、現場に常駐された方です。この方につきましては、モニタリング会議の結構な資料になるんですけども、毎月送付させていただいておりまして、必ずといっていいほどチェックに近いところまでお目通しいただいて、毎月というわけではございませんけれども、数か月単位で、ご指摘を頂戴して、ご指導を承っております。そういった形で、モニタリング委員そのものがモニタリング会議に出席しますのは距離的な問題や時間的な制約もございますので、直接のご出席はありませんけれども、今後ともモニタリングの有識者の方にお世話になっていきたいと考えております。

○議員（山根朝子） はい。

○議長（松本隆） 山根朝子さん。

○議員（山根朝子） ありがとうございます。今回の事象については、運營業務モニタリング委員会というのは開催されたのでしょうか。

それから、タクマさんの試運転が始まっていますが、これに対しても助言というか、アドバイスというか、そういったものはあったのでしょうか。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） モニタリング委員会につきましては、直近では10月8日に今年度2回目のモニタリング委員会を開催いたしました。その中で、先ほど運営JVがご説明しましたような試験運転の実施要領等につきましてご説明をし、委員の皆さんから助言を頂戴いたしました。内容といたしましては、現段階においては、運営JVの提案します試験運転の内容を、まずは確実にして、検証を加えていくということにつきましては、委員の皆様方からも了解を頂戴したところであります。ただし、この試験運転が、お聞きいただいたとおり、可能性が高い推定要因の段階でございますので、それ以外の要因についても十分今後検証していく必要が出てくる可能性があるというふうなご助言も併せて頂戴いたしております。ということで、この内容につきましては、試験運転の中間あるいは最終報告前に、再度モニタリング委員会を開催できるか、あるいは書面での意見照会になるかもしれませんが、ご意見を頂戴するという予定になっております。以上です。

○議長（松本隆） 次に、3番、河邊新太郎さん。

〔河邊議員登壇〕

○議員（河邊新太郎） 令和3年10月定例会にあたり、かねて通告しております、宮津与謝クリーンセンターへのごみ受け入れの体制について一般質問をさせていただきます。

1点目、施設全体に建前として一般ごみの受入れだけを行ってございまして、事業者ごみは受け入れないのが前提となっております。現実的に事業物は入れないということであれば、各店舗、工場、役所も含めてですが、ボールペン1本からビニール袋1つまで事業ごみとして取らない、産業廃棄物扱いにするということですが、辻褄が合わないことも出てくるのですが、クリーンセンターの言い分によりますと、みなしごみということで受け止めているということです。例えば、「電気屋が持って行く発泡スチロールに関しては、原則取らないが、社名を外したトラックに半分なら取ってあげます。」と言いますが、半分だと時間と経費がかかりますので、その辺を改善していただきたいのですが、お考えをお聞かせください。

2点目として、搬出困難者に対する対応についてお尋ねします。事業ごみの受入れをしておられるのであれば、電気屋の仕事柄、お客様のところに行きますと搬出困難なごみが当然出てきます。家電品なんかは袋に入れたらいいという話もありますが、袋に入りきらないごみなんかは搬出困難者、特に高齢の方で、トラックを持っておられない方は出すことが困難です。それを電気屋が代行することが、現実になっております。それをクリーンセンターに持って行きますと、「ごみを出した方と一緒に来てください。」と言われます。排出者を一緒に連れていくことが現実にできるかという、とてもできません。それで、宮津与謝環境組合とクリーンセンターとの協議を行っていただき、スムーズに受入れができるようにしていただきたいと思

ますが、お考えをお聞かせください。これを1回目の質問といたします。

○議長（松本隆） 谷口事務局次長。

○事務局長（谷口直樹） 河邊議員のご質問にお答えいたします。宮津与謝クリーンセンターへのごみ受け入れ体制について、2点ご質問を頂戴しました。

まず1点目。事業系ごみの受入れの取扱いについてであります。当施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法に基づく一般廃棄物処理施設でございます。各店舗、工場等の事業活動に伴って生じる廃棄物は、廃掃法で20種類の産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に分類されます。電気店などの事業所から発生する発泡スチロールは20種類の分類の内、廃プラスチック類に該当する産業廃棄物でございます。産業廃棄物の処理については、廃掃法で、事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない。一方で、市町村は一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、その他必要であると認める産業廃棄物の処理が可能と規定されております。事業者の発泡スチロールの直接搬入につきましては、京都府電気商業組合宮津支部から昨年7月に宮津市と与謝野町に、議員ご質問と同様の趣旨の要望書が提出されまして、当組合と両市町で協議の結果、当センターでの処理能力、また、その他の業種や市町間の公平性の観点から当面の間、引き続き軽トラ半分以下、つまり現行の対応とすることとし、その旨同宮津支部にご説明の上、一定のご理解をいただいたところでございます。いずれにしましても市町の従来経過や、事業者の実情も踏まえ、法の趣旨を大きく逸脱しない範囲で今後とも対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の直接搬入が困難な高齢者等の、電気製品等の大型ごみの受入れについてでございます。電気店等の事業者が、一般廃棄物収集運搬業の許可を持たずに、顧客の廃棄物を継続的に代行して搬送することは廃掃法に明らかに抵触するため、大型ごみの直接搬入が困難な高齢者には、お知り合いへの依頼や、市町の制度をご活用いただきたいと思っております。例えば与謝野町では、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等大型ごみの運搬支援事業という制度をご活用いただければと存じます。以上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議員（河邊新太郎） はい。

○議長（松本隆） 河邊新太郎さん。

○議員（河邊新太郎） 答弁有り難うございました。それでは、2回目に移らせていただきますが、先ほど家城議員の方から多く質問をされておりましたので、私の方からはちょっと重複するかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

発生した産業廃棄物については、当然事業者の責任で処理しなくてはなりません。従業者の飲んだペットボトル、ボールペンなどは厳密に言うと産業廃棄物の廃プラスチック類にあたります。そのため、法律の規定を杓子定規に運用すると、ボールペンを一本だけ廃棄処分する場合でも、処理委託契約を締結し、マニフェストを発行しなければなりません。しかしながら、

考えてみれば、普通の家庭生活でも大量にペットボトルが排出されていますし、ボールペンだって捨てています。普通の家庭生活から出た廃棄物イコール生活系廃棄物として、同じペットボトルであっても市町村は処理してくれます。現実的に考えると、社会で発生したごみは、完全に一般廃棄物と産業廃棄物とに分別することは不可能ではありませんが、非常に手間がかかります。そこで自治体の焼却施設では、一般家庭から出るごみと性状が同じ産業廃棄物なら、市町村の焼却炉で一般廃棄物と合わせて焼却してあげましょうということで、産業廃棄物のペットボトルやボールペンを受けて処理してくれました。廃棄物処理法第11条第2項によって市町村は単独に、又は共同して一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理を事務として行うことができると規定し、市町村の産業廃棄物処理の根拠付けを行っています。事務的には、市町村が産業廃棄物の処理をすることを、あわせ産業廃棄物又はみなし一般廃棄物と称しています。であるならば、半分と言わずに受入れをお願いしたいと思いますけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本隆） 谷口事務局次長。

○事務局次長（谷口直樹） あわせ産廃のことだというふうに理解しておりますけれども、あわせ産廃でございますけれども、確かに廃棄物処理法の中で、産業廃棄物の処理の中で市町村の施設で合わせて処理することが可能だということであつております。どういう運用をしているかということでございますけれども、通常この地域ですと、事業系のごみであっても収集に出しておられるのが主ではないかと現実的には思っておりますけれども、それを直接搬入された場合にどう扱うかということだと考えております。直接搬入の場合につきましては、どうしても家庭系に近いごみ、そういったものも産業廃棄物とみなしてしまうところがございまして、資源にできるもの、例えば、今おっしゃったようにプラスチックである弁当のガラであるとか、ペットボトルであるとか、缶であります、そういったものにつきましてはできる範囲の中で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議員（河邊新太郎） はい。

○議長（松本隆） 河邊新太郎さん。

○議員（河邊新太郎） 先ほども1回目に質問させていただいたのですが、そのお答えもいただいたのですが、「社名を外してトラックに半分取ってあげます。」と言われるのですが、先ほども言いましたように時間と経費がかかる。そういった問題に対して、しっかりと前向きですね、町民の問題についてお答えをいただきたいと思うのですが再度答弁をお願いします。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 特定の業種の特定の事業者のお声としても、真摯に受け止める必要があるんですけれども、市町間、あるいは業種間での不公平不公正があつてはいけないとい

うことが基本だと思っております。ですから、あわせ産廃の問題もそうなんですけれども、そもそもこの施設は、産業廃棄物をどんどん捨ててくださいますというような施設能力も、設備も要していない、処理能力的なところの限界がありますけれども、何よりも市町間、事業者間の公正公平性、これを担保していくことが前提だというふうに考えておりますので、弾力的といましてもある程度厳密な適応をさせていただきたいというところが本音でございます。議員がご指摘いただいた事業者の方には、個別に必要であればもう一度ご説明をさせていただきますが、その業種の方々の皆様の総意なのか、かつ、1市2町の総意なのかそのあたりが重要な判断かと思っております。以上です。

○議員（河邊新太郎） はい。

○議長（松本隆） 河邊新太郎さんの質問は、すでに3回に及びましたが会議規則第57条の規定により、特に発言を認めます。

○議員（河邊新太郎） はい。議長。

○議長（松本隆） 河邊新太郎さん。

○議員（河邊新太郎） いろいろと答弁をいただいているのですけれども、やっぱり町民の方の、私どもこの前の議会懇談会の席で、町民の方から今の問題をお受けして、何とかしていただきたいと、そういった切な意見を頂戴したわけなんです。その中で、やはり与謝野町民としまして、1市2町でこのクリーンセンターを運営していく中におきまして、やはり町民が20年間この施設にお世話になるわけなんですけれども、やはりそういった思いをですね、しっかりと受けていただきたいと、そのように思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 議員さんの御提案につきましては真摯に承ってまいりたいと思っておりますけれども、繰り返しになりますが、1市2町の住民の皆様、事業者の皆様の総意に基づいて、この施設の運営についてはご理解をいただいていると思っておりますので、そのあたりを充分判断した上で、また個別にお話としては聞かせていただきたいと思っております。

○議長（松本隆） 次に、4番、長林三代さん。

〔長林議員登壇〕

○議員（長林三代） 宮津市の長林三代です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。今年2月16日、8月13日と2度のダイオキシン類超過を引き起こし、稼働を停止したクリーンセンターはなくてはならない施設であり、「本当に大丈夫なのか。」「今後の対策等はどうか。」と住民の関心は非常に高くなっております。そこで伺いをいたします。

まず、1度目のダイオキシン類超過の対策について伺います。対策の一環として、ダイオキシン類が残存している可能性が考えられる、ろ過式集じん機の内部のダスト清掃を実施したということですが、このダイオキシン類が残存しているかもしれないダストを清掃後どう

したのか。何かかき集めたのであれば、どこに持って行ったのか。風圧で吹き飛ばしたのであれば、その空気はどうしたのか。お水であれば、その水はどうしたのか。やり方は私には分かりませんが、当然それなりの処理をしたと思いますので、まず1点目にお伺いをいたします。

2点目に一度目のダイオキシン類超過の改善策として、現場と組合の情報共有の徹底を挙げておられます。今後、周辺住民の皆様の安全や周辺環境へ影響が出る事象が発生する恐れがある場合には、速やかに現場から組合に状況報告し、施設停止を含めた対応を協議しますとあります。二度目の施設停止はこれを受けたものなのか、お伺いをいたします。

3点目に、ダイオキシン類超過の要因についてお伺いをいたします。2度目の要因は、はっきりとしておりません。運転条件に問題はないが、排ガスダイオキシン類分析においてガス冷却室におけるダイオキシン類の再合成が懸念されるとして、試験運転を求めておられます。そのガス冷却水はどこから来ているかという点、メタン発酵槽です。メタン発酵槽から排出される泥状の液体の固形分、汚泥ですね。これと水分、分離水に分離する分離水処理設備を通過し、噴射水槽からガス冷却室へと入ります。「ガス冷却水には炭素、塩素等のダイオキシン類発生の原因物質を含むことから、ガス冷却水のTOC濃度を測定した。」と報告がありますことから、ダイオキシン類超過はメタン発酵に起因しているのではないかと私は考えます。一度目のダイオキシン類超過も分離水処理設備で汚泥と分離水に分離しきれなかったため、通常より汚泥が多く混ざった分離水を排水処理設備に送ることになり、排水処理設備が正常に働かなくなったため、ダイオキシン類超過は発生した。先ほどの全協では、焼却施設は技術的に確立したものであると、株式会社タクマの方から答弁をいただきました。つまり、度重なるダイオキシン類超過の原因、これは分離水処理設備から来ている。即ち、メタン発酵に起因するものだと私は考えますが、管理者はどのようにお考えかご答弁をお願いします。

4点目にDBOについてお伺いをいたします。平成26年7月の全員協議会で、環境組合として、事業方式をDBO方式、公設民営ですね、これにすると。処理方式については、学識経験者が入った宮津与謝広域ごみ処理施設処理方式等検討委員会において、ストーカ方式+バイオガス化方式と決めたと報告がありました。これによって、費用が縮減できるようにお聞きもしました。しかし、現に今、お金がかかっている。焼却ごみは他の施設に運搬しているし、設備の改修にお金がつぎ込まれている。行政が費用を出していないだけで、費用は発生しています。民間技術の活用が活かされていない。この点について管理者はどうお考えでしょうか。お伺いをいたします。

5点目に、公募型プロポーザル方式、DBOによって、設計施工から運営維持管理まですべて民間にお任せ。行政の目の届かない焼却施設が出来上がってしまいました。「企業からここが原因です。ここが怪しい。」と言われれば、行政としてはそのとおりにお任せしなければなら

い。それで本当に住民を守れるのか、安心安全を担保できるのかお伺いします。

最後に、できてしまったものは仕方ありません。契約上これから20年間、業務を遂行していただかなければならない。管理者としての責任と、今後の手立てをどのようにお考えかお伺いをしまして、第1質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 長林議員のご質問に、お答えいたします。今までの答弁の説明と若干重複する点もあろうかと思いますが、ご了承賜りたいと思います。

6点のご質問でございます。

まず、1点目の公害防止基準超過に伴います、清掃後のダストの処分先でございます。

本年2月16日の焼却炉の緊急停止後、休炉中の清掃灰、約6tでございますが、場内で保管し、その後、運営事業者の責任で、富山市の民間の産業廃棄物処理施設へ搬入し適正に処分を行っております。

なお、基準値を超える灰であっても、この産廃施設では、セメント固化により無害化した上で、埋立処分を行っております。

2点目の今回の施設停止の根拠についてでございます。議員お触れの方針に変わりはありませんけれども、今回は、前回の排ガスと異なり、固形化した飛灰の基準値超過でございますので、本施設周辺への直接的な影響はないと考えております。また、運営事業者との契約や地元との協定上の停止要件には該当いたしません。しかしながら、今回が基準値超過の2回目であり、本施設並びに飛灰の処分先である最終処分場の地元の皆様をはじめ、住民の皆様のご不安や懸念は極めて大きいと判断し、運営事業者とも調整の上、管理者の判断で停止したものでございます。

次に、3点目の基準値超過要因についてでございます。

今回の超過要因につきましては、前回の全員協議会で運営事業者から、可能性の高い「推定要因」としてご説明し、試験運転により検証を始めたところでございます。従いまして、その分析・検証の結果や、今後、有識者等のご意見も伺って、特定・判断するべきものと考えております。

次に、4点目の新たな費用の発生と民間技術の活用についてでございます。

可燃ごみの外部搬出の現在の状況は、決して容認されるものではありませんが、組合として新たな費用が発生していない限り、平成26年7月の全員協議会での説明は誤りではないと考えております。

なお、民間技術の活用という面では、今回の事態は、運営事業者の知見不足を認めないところでございますが、一方では、先進的なバイオガス化施設併設方式により、計画以上の発電と売電収入が得られたという点は、決算でも報告させていただきましたが、評価すべき点と考えております。

次に5点目の公募型プロボやDBO方式の場合の住民の安全・安心という問題と、6点目の今

後の手立てについてでございます。

DBO方式は全てを運営事業者へ「お任せ」ではなく、組合と運営事業者それぞれの業務分担やリスク分担を明確に規定しております。例えば、施設の性能が未達成の場合の原因が、組合、つまり収集ごみ等に起因するのであれば組合責任となりますが、今回の事態は、繰り返しになりますが、運営事業者の原因・責任となります。

こうした双方の役割分担の上で、発注者である組合は、モニタリングや定期的な環境測定により、業務の遂行状況を確認し、できる限り予防保全とリスク回避を行うことによりまして、住民の安全・安心を守ることが基本となります。

しかしながら、二度にわたる公害防止基準超過により、地元はじめ、1市2町の住民・関係者の皆様の信頼と期待を大きく損なったことは事実であります。

従いまして、まずは、試験運転により慎重かつ十分な検証を行った上で、1日も早い通常運転の再開を目指すとともに、より安全安心で、安定的な施設運営を図るためには、保健所やモニタリング委員会の有識委員へのご報告を密にし、ご指導・ご助言を賜るとともに、施設の補修や点検結果についても、コンサル等を更に活用して、組合による監視機能の強化を図っていくことが重要と考えております。

なお、既に是正勧告を行った運営事業者に対しましては、組合との信頼関係の下に、DBO事業者としての役割分担に責任をもち、全社を挙げた本施設の健全運営への取組みと20年間の運営に万全を期すよう、再度指示したいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議員（長林三代） はい。

○議長（松本隆） 長林三代さん。

○議員（長林三代） はい。ご答弁をいただきました。ダイオキシン類の発生ですね、メタン発酵に起因しているのではないかとまず初めにご質問をさせていただきました。この平成28年3月臨時会で、南但クリーンセンターのメタン発酵槽の砂詰まり、これについて質問しましたがけれども、この発酵槽の中の発酵残渣の排出口のところで、絞って水分を脱水するところで、砂が詰まってしまったという答弁でありましたので、即ち、南但クリーンセンターでも宮津与謝クリーンセンターでも、メタン発酵分離水処理設備の不具合があったわけですね。メタン発酵に関わっても、度重なるこの不具合ということで質問をさせていただきました。ただ検証結果で、特定する有識者の意見等を聞いたうえで特定していくというご答弁だったんですけども、しかしながら、民間技術、ここについては、先ほどね、全協でも質問しましたがけれども、焼却設備については技術は確立できていますとお答えされたけれども、このメタン発酵に関わっては、これは私は技術は確立されていないと思います。この点について、再度お伺いをしたいと思います。

またですね、平成28年2月定例会で、これもまたDBOについて一般質問をさせていただいております。この時、焼却+メタンガス化併設方式、これは焼却単独の処理方式と比べて、焼

却施設の補修費が高いらしいのですね。焼却施設を小さくすることで、バイオガス化施設の補修費を合わせてもほぼ同額となると。焼却施設を小さくすることで、補修費を焼却だけ或いは焼却+バイオガスと同等にしたわけですね。こういう説明がありました。でも実際、現実は今、安くなるどころか、施設整備改修、今タクマさん一生懸命されていますね。それからごみ焼却にも大阪ですか、その前は島根ですか、いろんな所に運搬搬送して余計な費用が発生していると。タクマさんが負担した費用。一体これはいくらか私は知りませんが、これらの費用が後々ですね、運営費に加算されてくるのではないかと。委託料の算定が正常に働くのか。等々心配でならないわけです。これらの心配、これは一般住民の不安でもあります。改善策として、現場の状況を速やかに組合に報告されているはずですよ。住民に情報がないのは、組合が情報を止めているということですよ。全協でも質問がありました。住民の不安をよそに、組合が止めているということ。これはしっかりとした情報発信をすれば、別に風評被害はないはずですよ。管理者のご答弁を求めたいと思います。

○議長（松本隆） 高村事務局長。

○事務局長（高村一彦） 2点のご質問と理解させていただいたんですけども、まず、1点目の要因の話ですが、私、正直なところ専門外だと言わざるを得ないと思います。そうした中で、メタン発酵が要因かどうかという問題については、完全に否定するだけの、私は、知見は兼ね備えておりません。ただし、申し上げれることについては、メタン発酵システムそのものについては、全国的世界的に展開されているある意味確立された手法なんだろうな、焼却炉特にストーカについてはこちらも、単独で考える限りは日本全国の何千と例があるような、ある意味では単体それぞれでは、技術も知見も確立している設備だというふうに、私自身は理解しています。ただし、それを併設型で、かつ、小型の焼却炉に併設しているという事例は極めて少ない。メリットとしては収集段階でメタン発酵に適したものを分別しなくても、機械選別によってメタン発酵に適したものとそうでないものを焼却するという、まさに個人的には画期的な施設だと思っているんですけども。そういった面でいうと蓄積事例が少ないという点は、ある意味でデメリットではなかったのかなとも思っております。確かに。そういう点につきましては、メタン発酵が原因かどうかという、あくまで遠因といいますか、専門外の感想レベルでございますけれども、小型のメタン発酵施設というものによって生じておるといふ点は、必ずしも否めないところもあるかなとも思っております。だから今回の件が許されるのか、容認すべきものかどうかは思っておりません。

それから2点目の、今回の改修費用とか外部搬出の経費が、後々の運営費云々ということだったかと思うんですけども、まさにこれは契約に規定してることですので、こういった改修費用については、全てタクマの方が、間違っても委託料の改修費の方に、跳ね返してくることはあり得ないというふうに考えております。

また、これは関連してということか分かりませんが、組合としての情報発信という面につきましては、当然、運営事業者からの情報を止めておるということは全くございません。発信の仕方について、家城議員の方からもありましたけれども、今後改善する余地があるということでしたら、それは改めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本隆） 長林三代さん。

○議員（長林三代） 最後の分なんですけど、タクマさんが止めているのではなくてね、私は組合が止めているのだと申しあげましたので、組合の対応ですね、その部分のことをおっしゃっていただければありがたかったです。

お聞きをしたんですけれども、この分離水処理設備、私もプラントというか機械類は本当に分かんないです。分かんないけれども、いろんな資料、タクマさんが出してこられた資料をね、こう熟読しておりますと、やっぱりこれしか考えられない。分離水処理設備の不具合、ここが問題であって、これはメタン発酵槽によるものですよね。メタン発酵、ここに問題があると思っております。やっぱり根本的に、ストーカ+バイオガス化方式、これが確立された技術ではないということが証明されたのではないかと思います。この方式は以前にですね、今現在試行錯誤の段階だと私は思っておりますと、このように前の一般質問でも述べさせていただいております。少々お金がかかっても安全・安定というのは保障するべきだとも言わせていただいております。また、焼却炉1つだと止まるとどうしようもないですよ。焼却炉は2つ必要ですよ。これも求めてきました。が、これら懸念することが、全て今起きているわけですね。いろんなデータを、タクマさんが出してきています。行政は、そのデータを見て判断をする。これがDBOです。でも、先ほどもお任せではないとおっしゃいましたけども、きちっと業務分担をされていると、リスク分担があると言われたけれども、専門的なデータを見て、じゃあ分かるのかと。私は分かんないです。管理者の皆さんたちは分かるんですかね。分かんないと思うのです。だから、その部分がお任せだということを私は言わせていただいているんです。お任せですよ。ですから口出しもできない。お金も出さない。お金を出したらストーカ+バイオガス化方式の安く、経費を節減した部分がお金を出したら元も子もありませんからね。安く抑えたのに、それがいま無駄になっているということですよ。ですから、管理者は手出し口出しできない民間技術を活用したDBO方式。これはもう破綻していると私は考えます。管理者としては、どうなのでしょう。最後お伺いしたいと思います。これからですね、20年間契約を遂行するためにどう手を打つかですよ。山根議員や星野議員からも、「専門家」とか「第三者」という言葉がありました。今までの有識者会議、いわゆる今のモニタリング委員会ですね。これ機能していないと私は思います。株式会社東和テクノロジーが入っているけれども、もっと他に数字が分かる専門家を入れると。今のモニタリング委員会の約2名ですね、あと3人は各市町の副市長、副町長ですからね、本当に専門外ですよ。ですから、東和テクノロジーさんの

他にも、専門の数字の分かる方を入れること。改めてこれを提案します。ご答弁をお願いして質問を終わらせていただきます。

○管理者（城崎雅文） 議長。

○議長（松本隆） 城崎管理者。

○管理者（城崎雅文） お答えをいたします。我々といしましては、この宮津与謝クリーンセンターにおきましては、廃棄物処理の様々な法律、それから公害防止に関する様々な法律、しっかりとクリアした上での適法な施設だというふうに思っておりますし、それから方式等々含めて、今の運営に至るまでの手続きに関しても一切の瑕疵はない、手順どおりに進めてきたというふうに認識をしている施設だというふうに思っております。その上で、今回飛灰から二度目ではありますが、基準値の超過が起きたということは、繰り返しますが本当に私としても重大に受け止めておりまして、皆さんにご心配をおかけしているということに対しては深くお詫びを申し上げたいというふうに思っております。今後におきましては、先ほど第一答弁でも申し上げましたとおり、運営事業者としっかりと信頼関係を築いた上で、契約等々に基づいた役割分担、これをしっかりとそれぞれが責任をもって行うことによりまして、一步一步でございますが皆さんの安心・安全、そして信頼を取り戻す、こういったことにつけるというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松本隆） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を終結いたします。

○議長（松本隆） 日程第7 組議第1号を議題といたします。

組議第1号

令和3年10月21日提出

宮津与謝環境組合議会議員 坂根 栄 六

公害防止基準超過の再発防止策を求める要望書（案）

宮津与謝クリーンセンターは、令和2年6月末に竣工し、同年7月の運営開始以来1年余りの短い間に、2度にわたる公害防止基準値超過が発生したことは、住民の信頼を裏切ることに関わりかねず議会としては看過できない。

よって、下記のとおり原因究明と再発防止策を求める。

記

- 1 今回の公害防止基準値超過の原因を徹底究明の上、検証・分析し、再発防止策の確立と運営事業者への監視の強化を図ること。

令和3年10月21日

宮津与謝環境組合管理者 城崎 雅文様

宮津与謝環境組合議会議長 松本 隆

○議長（松本隆） 発議者から提案理由の説明をお願いします。

○議員（坂根栄六） 議長。

○議長（松本隆） 坂根栄六さん。

〔坂根議員登壇〕

○議員（坂根栄六） 組議第1号 公害防止基準超過の再発防止策を求める要望書案について、宮津与謝クリーンセンターが位置する地元である私から、1市2町の組合議員の皆様を代表し文案の朗読にて、提案理由の説明とさせていただきます。なお、本要望書案は組合議会として強い意思を持っての要望書であります。管理者をはじめ、運営事業者のタクマ・タクマテクス特定運営共同企業体には、重々ご留意いただきご対応いただきますようお願いするものであります。

それでは、要望書案を朗読します。

公害防止基準超過の再発防止策を求める要望書案。

宮津与謝クリーンセンターは、令和2年6月末に竣工し、同年7月の運営開始以来1年余りの短い間に、2度にわたる公害防止基準値超過が発生したことは、住民の信頼を裏切ることに繋がりがねず議会としては看過できない。

よって、下記のとおり原因究明と再発防止策を求める。

記

- 1 今回の公害防止基準値超過の原因を徹底究明の上、検証・分析し、再発防止策の確立と運営事業者への監視の強化を図ること。

以上であります。

○議長（松本隆）　ただいま議題となっております本件については、直ちに採決をいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本隆）　異議なしと認め、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。議決されました要望書の字句並びに取り扱いについては、議長に一任を願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、令和3年第2回（10月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

（閉会　午後4時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長 松本 隆

会議録署名議員 山根 朝子

同 上 坂根 栄六